

官報

号外 昭和三十三年十一月八日

○第二十七回 衆議院會議録第五号

昭和三十三年十一月八日(金曜日)

議事日程 第五号

昭和三十三年十一月八日

午後一時開議

第一 昭和三十三年年度一般会計予算補正(第一号)

第二 昭和三十三年年度特別会計予算補正(特第三号)

第三 昭和三十三年年度政府関係機関予算補正(機第二号)

●本日の會議に付した案件

日程第一 昭和三十三年年度一般会計予算補正(第一号)

日程第二 昭和三十三年年度特別会計予算補正(特第三号)

日程第三 昭和三十三年年度政府関係機関予算補正(機第二号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

法律案(議院運営委員長提出)

法律の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)の趣旨説明

午後一時十一分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

日程第一 昭和三十三年年度一般会計予算補正(第一号)

日程第二 昭和三十三年年度特別会計予算補正(特第三号)

日程第三 昭和三十三年年度政府関係機関予算補正(機第二号)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、昭和三十三年年度一般会計予算補正(第一号)の討論に入ります。

会計予算補正(特第三号)の討論に入ります。

昭和三十三年年度政府関係機関予算補正(機第二号)の討論に入ります。

昭和三十三年年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十三年年度一般会計予算補正

予算補正総則

第1条 国は、国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)に基づき、日本開発銀行が昭和32年度以降7カ年度内において借り入れる外貨で支払わなければならない借入金の償還について、借入契約に定める元本額であるアメリカ合衆国ドルの金額を借入契約締結の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)第7条第1項の基準外国為替相場をいう。)で換算した金額の合計額が27,000,000,000円に達するまで、その元本並びに利子及び他の手数料(国際復興開発銀行協定(昭和27年条約第14号)第3条第4項(1)に規定する他の手数料をいう。)の支払につき保証することができる。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

昭和32年度特別会計予算補正(特第三号)

昭和32年度特別会計予算補正

予算補正総則

第1条 昭和32年度特別会計予算補正(特第三号)に定める輸出入保険特別会計の昭和32年度に締結する保険契約の限度について、輸出手形保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額「8,000,000,000円」を「16,000,000,000円」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

昭和32年度政府関係機関予算補正(機第二号)

昭和32年度政府関係機関予算補正

予算補正総則

第1条 下記各政府関係機関の昭和32年度収入支出予算補正を、別冊(甲号)収入支出予算補正のとおり定める。

国民金融公庫

中小企業金融公庫

第2条 昭和32年度政府関係機関予算補正(特第三号)に定める国民金融公庫が昭和32年度において借入をすることが出来る借入金の限度額「20,000,000,000円」を「27,000,000,000円」に改める。

第3条 昭和32年度政府関係機関予算補正(特第三号)に定める中小企業金融公庫が昭和32年度において借入をすることが出来る借入金の限度額「20,000,000,000円」を「30,000,000,000円」に改める。

〔別冊〕

甲号 収入支出予算補正

国民金融公庫

収入

(追加額)

(数) 事業 益 金

(項) 事業 益 金

(追加額)

(数) 事業 益 金

(項) 事業 益 金

(追加額)

(数) 事業 益 金

(項) 事業 益 金

(追加額)

(数) 事業 益 金

(項) 事業 益 金

(追加額)

(数) 事業 益 金

(項) 事業 益 金

(追加額)

(数) 事業 益 金

(項) 事業 益 金

(追加額)

(数) 事業 益 金

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

524,214,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

180,086,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

603,861,000

昭和三十三年十一月八日 衆議院會議録第五号 昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)外二件

本補正予算案は、去る一日委員会に付託され、四日政府より提案理由の説明を聴取し、五日より七日まで三日間にわたって審議、昨七日討論、採決されたものであります。

今回提出されました昭和三十三年度予算補正第三案は、中小企業金融対策を中心とし、あわせて時期的に本国会において予算措置を講ずることが必要となった事項に関するものであります。

本三案のうち、特に政府関係機関予算補正(機第2号)は、国民金融公庫並びに中小企業金融公庫に對して政府資金の供給を追加いたし、中小企業の資金需要に應ぜんとするものであります。政府は、さきに、国際収支改善緊急対策の一環といたしまして、国民金融公庫及び中小企業金融公庫に對し、四・四半期借り入れ予定の政府資金の繰り上げ使用を行わせ、一般の金融引き締めが中小企業に對し不当に及ぼさぬことをないよう取り計わつたのであります。今回この繰り上げ分を補てんとすると、中小企業に對する年末金融対策に万全を期するため、両公庫に對する財政資金の供給を合計百七十億円増加することとしたし、これに伴う政府関係機関の予算総則及び両公庫の収入支出予算について所要の補正を行うものであります。

次に、委員会における質疑の若干について申し上げます。

まず、政府の財政経済政策につきまして、「政府は三十三年度予算において一千億減税、一千億施策の積極政策を推進してきたが、数カ月を過ぎずして国際収支改善緊急対策を打ち出し、その経済政策を急激に転換せざるを得なくなつた。このため国民各層に深刻な影響を及ぼすに至つたのであるが、政府の前年度末の金融、為替管理等の諸施策その他景観観測等がよろしきを得なかつたことによるものと思われるが、政府の所見いかん」という質疑がありました。これに對し、政府側より、「政府は從來絶えず貯蓄の範囲内で投資するよう勧めてきたが、経済の諸機能が有機的な調節作用を果さなかつたため行き過ぎを来たしたのであつて、政府としても反省すべき点はあるが、最も懸念とするインフレを招きしなかつたことはきわめて仕合せとするところである。政府のつた緊急対策は、経済活動の行き過ぎを調整し、国際収支を改善せんとするもので、各方面の協力を得て経済の安定と発展をはかりたい。また、金融政策に計画性を持たせることは必要であり、その制度等については目下検討中である」との趣旨の答弁がありました。

また、中小企業対策につきましましては、「政府は種々な角度より幾多の法律をもつてその助成策を講じているが、従来の法律を整理統合し、たとえば中小企業振興法といふがごとき単独法を制定し、その施策を強化してはどうか。また、大企業と中小企業との賃金の格差がはなはだしいが、これに對し政府はいかに対処せんとするのであるか」との趣旨の質疑があつたのであります。

これに對し、政府側より、「中小企業は、産業構造の上からも、また社会的な観点からも、きわめて重要な地位を占めてゐるから、單に困つてゐるから救済するといふのみではなく、それぞれの企業の特徴を十分に發揮し、その役割を積極的に果たすよう、その体質の改善をはかる方向に持つていきたい。

また、中小企業の資金は、その生産性と関連するものであるが、最低賃金制を設けることによって下からのささえとしたい」との趣旨の答弁がありました。

以上のほか、外交、防衛、労働、社会保険、農政等、国政の諸般にわたつて活発な質疑が行われたのであります。が、これらにつきましては、すべて會議録に譲ることを御了承願ひたいと存するのであります。

本補正につきましまして、昨七日、日本社会党より綱成がえを求めたの動議が提出されました。すなわち、その要領は、第一、駐留軍労務者対策費等を含む失業対策費六十三億九千万円を計上すること、第二、国民金融公庫並びに中小企業金融公庫に對する政府原案による融資増額百七十億円のほか、さらに国民金融公庫に對し百三十億円を増加融資すること、第三、公務員並びに三公社五現業等職員の年末手当として二百七十億九千万円を増額支給すること、このほか、勤労所得者に對し、本年末の賞与等に對し所得税六十億円の軽減措置を講ずること、また、消費者物価値上げに伴う生活保護費等の増額三十四億九千万円を計上すること、第四、災害復旧等事業費並びに地すべり対策費等三十億円を計上すること、といふのであります。以上のうち、一般会計における歳出増額と所得税収入減額との合計額約三百十九億九千万円の補てんの財源は、防衛関係費の未使用残金をもつて充当するといふのであります。

政府原案並びにただいま申し上げました日本社会党の動議に對し、同日質疑を行い、質疑終了後直ちに討論に入り、採決の結果、社会党の組みかえ要求動議は否決され、補正予算第三案は政府原案の通り可決されたのであります。(拍手)

以上、簡明ながら、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森谷秀次君) 昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)外二件に對しては、川俣清君外十七名から綱成がえを求めたの動議が提出されております。この際、その趣旨弁明を許します。西村榮一君。

昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)、昭和三十三年度特別會計予算補正(特第3号)及び昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第2号)については、政府は撤回し、左記要綱により速かに組替へをなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

昭和三十三年十一月七日

提出者

川俣 清音 柳田 秀一

井手 以誠 井堀 繁雄

今澄 勇 岡田 春夫

勝岡田清一 小平 忠

小松 幹 河野 密

島上善五郎 田原 春次

辻原 弘市 成田 知巳

西村 榮一 古屋 貞雄

森 三樹二 矢尾喜三郎

賛成者 阿部五郎外百三十八名

六二

記

一 政府の予算補正は、一般會計予算では世界銀行借款の受入れ保証、特別會計予算では輸出形保証限度の拡大、政府関係機関予算では中小企業金融における繰上げ融資分の補てんを主とした新規融資の計上の三項目のみを内容としてゐる。これは前国会終了以来、長野、岐阜及び九州地方の自然災害、政府の経済政策の失敗を原因とする常用雇用の減少と完全失業者の増加、駐留軍関係労務者の大量失業、政府の消費者物価のつり上げによる勤労国民の家計圧迫など、深刻なる情勢変化が相つてゐる。今回の補正予算編成は、緊急支出が必要である経費の歳出を中心に行うべきである。

二 一般會計予算関係

1 災害復旧等事業費 百五〇〇万

本年六月以降の風水害、冷害等(主として長野、岐阜地方及び九州地方)の復旧費が不足している現状にかんがみ、その必要額として十五億円を計上する。

2 地すべり対策費 一、五〇〇万

地すべり地帯の防止施設、家屋移転が緊急を要するので、これに要する経費として十五億円を計上する。

3 失業対策費

(1) 失業対策事業の吸収人員増加 二、九一〇

政府のデフレ政策の被害として、八月以来常用雇用は減少し、完全失業者は増加しているのにかんがみて、失業対策事業の一日当り吸収人員を明年一・三万五千五百人(現行一・二万五千五百人)に増加し、就労日数を二箇月二十五日(現行一月平均二十二日)とする。これの必要額二十九億一千九百円を計上する。

(2) 失業対策日雇労働者の年末手当増額 六一三

消費者物価の上昇と公務員年末手当の増額と相まち、かつ日雇労働者の低賃金の実情にかんがみ、年末手当八日分(現行七日分)を増額し、これの必要額六億一千三百万円を計上する。

4

駐留軍労働者対策費

本年度は駐留軍労働者の解雇は明年三月末までに最低四万五千人と予想されているので、これが対策として臨時措置法案を成立せしめ予算措置としてこれに必要な経費二十八億九百万円を計上する。

特別支出金 二、二五〇

一人当り五万円、四万

五千人

国営職業補導所費 二九九

労働者住宅建設費 二〇〇

二〇世帯分の国有財産施設改修費(一世帯当たり十万円)

労働者移転費 六〇

失業保険法に定める移転費と同額(一万円)を六千人分計上

合 計 二、八〇九

5 消費者物価値上げにともなう生活保護費等の増額 三、四一九

(1) 生活保護被保護者期末一時扶助 (延五十七万世帯に対し一世帯最高二千円を支給する) 一、七九五

(2) 被保護者数の増加 五六七

(3) 児童保護措置費の増額 二八〇

(4) 保育所児童給食費の増額 三二五

(5) 国立病院療養所入院患者給食費増額 六三三

(6) 国立病院療養所、燃料費増額にともなう増加分 三九九

6 公務員年末手当の増額 一三、一六三

政府の公務員年末手当の増額は〇・二五箇月分、これを現行予算のわく内操作で支出するものであるが、最近の消費者物

価の上昇ならびに賃金平均水準の低さにかんがみて、さらに〇・二箇月分を増額し合計二箇月分の支給が必要である。

三公社五現業その他の政府関係機関職員、地方公務員、義務教育教職員についても二箇月分の年末手当の支給が必要である。従つて一般会計予算補正においては、一般会計関係公務員に對して〇・二箇月分の追加増額に必要な額約二十億九千万円、地方公務員ならびに義務教育費国庫負担分に對しては地方財政の窮乏にかんがみて〇・三箇月分(〇・一五箇月と〇・二箇月との合計)を国庫全額負担してその必要額約百十億七千二百万円、合計約百三十一億六千三百万円を計上する。

7 本年末の賞与等に対する所得税の減税 六、〇〇〇

消費者物価の上昇にともない勤労国民の実賃金が減少しているため、本年末の賞与等に対するは、五千円までは免税とする。これにより本年度歳入は所得税が約六十億円減収となる。

8 歳入補正 三二、九一四

歳入増額(二百五十九億一千四百万円)と所得税収入減額(約六十億円)との合計額約三百十九億一千四百万円の補てんの財源は、毎年度必至となつて防衛庁費の未使用残金相当額と米軍引上げにともない防衛支出金が当然に剰余金を生ずるのでその相当額とをもつて充當可能である。

三 特別会計予算及び政府関係機関予算

1 三公社五現業等職員の年末手当増額 二、三、九二〇

2 中小企業関係融資の増額 二、三、〇〇〇

3 労働金庫に対する融資 全国労働金庫の十二月末預貯

金予想額は二百十三億円で貸出規制額(預貯金の七十五%)は百八十一億円となり、貸出予想額二百一億円に對し二十億円の不足となるので、二十億円を融資すること。

行政措置についての要求 4 中小企業の年末金融のため国庫余裕金より次のごとく速かに預託を行うこと。

相互銀行に對し 五十億円

信用金庫に對し 三十億円

信用組合に對し 二十億円

○西村榮一君登壇

表いたしまして、政府提出の昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号)外二件を予算補正案に反対いたしました。これをわが党提出の編成が要求の動議に依つて組みかえせんことを政府に要求するものであります。(拍手)

その内容は、お手元に配付された文案通り、一般会計関係では、災害復旧と地すべり対策のおの十五億

円、失業対策事業の吸収人員を三十五万人に増加するための二十九億、日雇い登録労働者の年末手当の増額が六億、四万五千人の大量失業者を出した駐留軍労働者に対する失業対策費二十八億、消費者物価上昇に伴います生活保護費の増額三十四億、物価上昇に伴います公務員の年末手当の増額に要する額と地方財政並びに義務教育費国庫負担分を合せまして百三十一億、合計いたしまして二百五十九億、これに年末手当等の賞与の

五千円までは免税にして、物価上昇による実質収入の引き下げを補うために、所得税では約六十億円の減収を予定いたしております。これで、一般会計では三百九十九億一千四百萬円の歳出補正を行い、この財源といたしまして、毎年三百億円の過年度繰越金と不用金を生み出すところの防衛庁費と、米軍引き揚げにより当然剰余金が出る防衛支出分相金の双方を削減いたしまして、これらの支出に充てたいと存するのであります。また、特別會計及び政府関係機関會計では、一般会計に準じまして、職員の手当増額に對し百三十九億、中小企業金融に對しては、さらに国民金融公庫に對して百三十億円の増額を要求するものであります。以上が大体におきまして補正予算組みかえの動議を提出いたします数字の根拠であります。

私は、この際、簡潔に政府に希望を申し上げておきたいのでありますが、本来ならばかような編成がえをいたしますよりも、むしろ、政府は、下半期に際会いたしまして、三十二年度に編成いたしました予算を実行予算として編成されることが、政治的な責任ではないかと思ふのであります。(拍手)と申しますことは、岸臨時首相、当時の政府当局が、予算審議に際してお述べになり、かつ確信をもって天下に声明されたことは——二十九年度から始まった三十三年度、三十一年度の最も高い景気上昇率は三十二年度も相変わらず継続されるものである、いわゆる高景気は三十二年度も継続されるのであるから、この際日本経済は一大積極政策をとって将来の飛躍発展のために備えねばならぬというので、有名な一千

億円の積極政策、一千億円の減税政策をとられたのが三十二年度の予算案でございました。これに對して、私も、政治的な責任を超越いたしまして、純経済学的な経済の立場から觀察いたしますと、この三十二年度の予算案が——政府の考えておられますように高景気景気の継続は不可能であるという私どもの見解は三點ありました。一つは、国際的な投資ブームはすでに頭打ちである。第二は、各国とも、手持ちのドル不足をどう補うかというので、国際収支のバランスを堅持するために輸入制限の傾向が現われて参りました。それと同時に、日本経済に三十二年五月から現われてきた徴候は物価の上昇でありました。それが九月、非常なかけ足をとりまして、予算審議の直前でございまして一月の末におきましては、すでに生産財資材におきまして国際物価より一三%の上昇率を示したのであります。この三點から、政府が高景気が継続されるという見通し、同時に、その一三%の物価高を抑制するための輸入を大量的に入れて物資を豊富にして物資を押しやるという政策は、少くとも国際経済が上昇期にございしますときにはそれは可能であるけれども、すでに警戒信号が出ておるときには、せつかく物資を輸入しても、それを再生産して売り出すときには、国際市場は閉塞されて、結局手持ちのドルは海外に出ていって、デフレ恐慌が金融難が生ずるのではないかと、このころから、五月、六月ごろからは経済が曲がることになるから、この際はもういふふりなあまり派手な積極政策をとらずに、ごく地道な、国際収支のバラ

ンスが合ひ、同時に物価も押えて、将来の国際経済の競争に耐えるような態勢をとつたらどうかということ、御忠告申し上げたのであります。残念ながら、一千億円の積極政策、一千億円の減税となつて本予算が現われて参りました。その結果どういふ現象が現われたかと申しますと、なるほど一千億円の減税していただきまして労働階級は大喜びであります。この一千億円の減税に對しまして恩恵をこうむつたのは、五人家族の勤労者で八百十億であります。ところが、それから来る物価の高騰に對して、生活費が上昇したのが二千四百九億です。差引何もありません。(拍手、「おかしな話」と呼ぶ者あり) おかしければ、あとで数字を申し上げます。

それでは、皆さんの最もなじみの深いところでお話を申し上げますと、積極政策をとりましたけれども、国際収支のバランスは破れました。そこで、積極政策から消極政策と申しますか、輸入引き締め政策をとらざるを得なくなりました。その結果、五月に入りまして、再度の日本銀行の公定歩合の引き上げを断行せざるを得なくなつた。これは御承知の通り。その結果、株式市場は大暴落をいたしました。株価総計して暴落した額は二千七百億円であります。そうしますと、今日の銀行その他の金融機関、大会社並びに一般サラリーマン、その他の中間階級が所有いたしております株の損失は二千七百億円であります。一千億円の積極政策のにおいをかがされながら、損失をこうむつたのは二千七百億円。なるほど株は上ることもあり得ますが、現実下つておることは事実で

す。これが積極政策であります。だから、大資本家階級に奉仕しようとする保守党の政策は、最も奉仕せんとする対象である資本家階級に最大なる不利益を与えたといふことがこの経済政策。(拍手)ただし、資本家階級がそれでも保守党を御支持なすつておるのには、労働組合とのけんかにかきわめて勇ましいかけ声で勇敢にやってくれるから、これは支持しておるのであります。が、経済から見ますと大きな損失であります。そこで、一千億円の積極政策——減税は別にいたします。一千億円の積極政策というかけをとりまして、たが、それが国際経済と国内経済の至上命令から不可能になりましたから、金融引き締めというデフレ政策をとらざるを得なくなつた。

私がそこで申し上げたいのは、積極政策という東の方向をとりながら、金融引き締めという西の方向へ、予算が組まれた後において方向を変えなければならなかつたといひます。ならば、その方向を変えることによって生ずる国民経済の混乱と動揺はどうして調整するのであるか。さらに、東に向つて出発いたします汽車が西に向つて方向を転換したというならば、その西に方向を転換した汽車の乗りかえの汽車を用意しなければならぬのであります。その乗りかえの汽車は来年の予算を編成するまで待つていふのであります。ここに半年間の経済的空白が生ずる。(拍手)私は、今日の政治に良心と常識がございしますならば、なるほど三十二年度においてこの一千億円の積極政策の財政政策はつたけれども、諸般の事情上これが方向転換せざるを得ないといひますならば、方向転換

することをきめた八月の閣議の直後に、あとの下半期の実行予算の編成がえをなしまして、もつて国民経済の向うべき道を明らかにすることが、良心と常識があり、責任を感じる政治的態度なりといはざるを得ない。(拍手)大蔵大臣が、予算委員会を通じて、かつ、しばしばの声明を通じて国民に示されたものは何かと申しますならば、来年度は決して金融政策をゆるめないう、今日まで固まつてきたこの金融引き締め政策を堅持して、日本経済の地固めを行なつて、将来の飛躍発展のために堅実なる方向をとるのであるといふことを、一萬田大蔵大臣は述べたにたつています。私はこれに對して賛成いたします。この方針に對しては賛成であります。しからば、この堅実なる財政政策をとるに當りまして問題になるのはどこであるか。まず第一に、行き過ぎた投資ブームを抑える手はどこにあるか。同時に、不急不要の資金の浪費を抑えて、国家将来のために必要な生産的資金をまかなうために、資金の質的調整を一体どこに行うのであるか。同時に、今日の政府発表によりますと、二億八千万に切れた貴重なる外貨をもつて新しい国民経済をまかなうためには、日本の再生産と新しい経済を建て直すために必要なところの再生産的な物資を輸入するといふ選別を一体どうして行ふのであるか。さらに、問題は、この積極政策から消極政策、金融引き締めと申しますか、デフレ政策に方向を転換した上からは、その方向転換に伴うところの国民経済の混乱と国民経済の動揺をどうして調整するかといふことが、下半期実行予算の編成がえにおいて示されて

こそ、初めて大蔵大臣の主張が正しく国民に反映するのであります。(拍手)
このことをなさずして、単に来年度からというのでは、過去の実績に徴して、これは政党政派を超越して、日本の経済界のみならず、日本の労働界、多くの国民が、一林自分が国家に奉仕し、みずからの生活をささるるために、将来の自分の生活と物の経営の方向をいかにするかということが今日足踏み状態であるのであります。かような見地に立ちますと——私は、理屈ではございせん。現内閣に御忠告を申し上げたい。この方向を転換して、積極政策から金融引き締め、インフレ政策からデフレ政策に方向を転換した上からは、それにふさわしいような下半期の実行予算を編成されて、国民に向うべき道を明らかにされてこそ、初めて政治の責任が完了されたものだと思ふのであります。(拍手)

こいねがわくは、皆さんにおかれましては、この私どもの編成がその動議に御賛成いたされどもに、政府は、よろしく偏見を去って、この三十二年の予算案が根本的に具体的政策において修正せざるを得なかつたのでありますから、私は、それにふさわしいように実行予算の編成がえにあすからでも取りかかれんことを切にお願ひ申し上げまして、私の説明を終りたいと存じます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより討論に入ります。小松幹君。
〔小松幹君登壇〕
○小松幹君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました、政府提出、昭和三十三年一般会計予算補正及び特別会計予算補正、政府関係

機関予算補正三案に對し、社会党提出の同予算補正三案の編成がえを求めるの動議に賛成の討論をいたすものであります。(拍手)

政府は、このたび一般会計予算の補正をするに當つて、予算総則において、国際復興開発銀行等よりの借款のために、債務保証の限度をきめただけにすぎないのであります。他の内政費用を一つも予算補正しておらないのでございせん。このような形式的かつ内容のない予算補正には、われわれはとうてい納得せないのであります。国民の期待と希望を集めて開かれた今次の臨時国会であります。その臨時国会に提出する補正予算がまことに整つていない。しかも、無責任なる予算の提出の仕方でもございせん。私は、ここに当然予算化せねばならぬ重大かつ緊急な問題を指摘して、政府にそれが予算化を勧めたいと思ふのであります。さきの二十六国会以後今日までを通して、予算的に資金的に最も大きく処置すべき問題は、本年の七月九州地方を襲つた風水害の復旧であります。さらには、長野県や岐阜地方の冷害、あるいは九州地区を初め各地に起つたある地すべり対策にあると思ふのであります。しかも、災害地の農市民は、不安と貧困の中から、その復興と対策に血みどろの努力を払つております。しかも、なおかつ、政府の積極的な復旧対策を熱望してゐるのであります。この事態は政府としてもいたすらに放任できない重大な問題であると思ふのであります。建設関係工事及び農林関係工事だけを見ても、その復興費には六十三億円の予算を要するのであります。政府が緊急措置し、また

将来しようとはかつておる予備金支出四十八億円で、とうていこの災害復旧は及びもつかないのであります。また、地すべり地帯の家屋移転は早急を要する事態であります。抜本的な措置までいかないと、居住市民に生活の不安を与えないといふことだけでも、最も大きな問題であらうと思ふのであります。(拍手)これらの緊急な問題からしても、政府はこの際災害対策のために積極的な予算補正を行い、災害地の農市民の要望にこたえてしかるべきだと思ふのであります。このことは国政担当者として最も重大なことであらうと思ふのであります。さきに九州災害を視察した岸総理大臣は、わざわざ飛行機で九州まで乗り込んで、二十万枚の宣伝ビラをまいて、災害復旧の熱意を誇らかに示しておられますが、このことが岸首相の本意であるならば、災害復旧の本格化をはかつて、このたびの補正予算に災害予算を組みなければならぬのであります。(拍手)もしこれが岸首相のから宣伝に終るならば、政府は国民をだましたことになるのであります。(拍手)何をいってもこの災害復旧費を今次補正予算に組み入れるべきであると思ふのであります。政府は、今国会において政府は、何らの手を打つていないといふことは、一体どうしたことでありましょ

う。国際債務の規定よりも災害復旧の方が軽いというならば、国土及び国民を忘れたところの、政治の本末を誤まつたものだと思ふのであります。(拍手)私が政府提出予算の補正に反対する第一の理由はここにありするのであります。

次に、本年度当初予算は神武景氣を背景として積極的に作られたものであります。しかしながら、その後経済情勢が急変したたつた経済指数がぐずれてきておるのであります。だから、当然その面からしても予算修正は考えられなければならぬのであります。すなわち、金融引き締めをしわ寄せとして経済変動を来し、その結果、被害者として未就職者の増加、失業人口の増大がもたらされております。さらに、消費者物価もどんどん上つております。金利も上昇の一途をたどつております。結果として、一般国民は漸次生活水準が切り下げられ、零細市民は再びデフレ経済の荒波の中にほり出され、労働者は低い賃金の犠牲を押しつけられる事態になつてゐるわけでございます。しかしながら、こういう事態といふものは政府としても予期したことであり、当然当初から何らかの救済あるいは改善の措置をとらねばならぬ問題であつたのであります。政府はこれに對して何らの財政措置をも講じないといふことは、まことに政治の怠慢といわなければならないのであります。(拍手)すなわち、当初予算化していた失業人口は二十二万五千、さらにそれから増大する十二万の失業者群に對して、緊急労働対策費を増加し、あるいは厚生福祉措置費を増し、雇用公務員の年末補給金を配慮して、すみやかに財政措置をなし、予算全体の手直しをすべきであらうと思ふのであります。しかるに、政府は、この経済変動の数字を無視して、国民の窮乏も顧みず、何らの財政措置もいたしておらないといふことは、明らかに財政法の違反であり、大きな失政といわなければならないと思ふ。(拍手)ただ一萬田さんのいふゆるそろばん玉が合えばいいというような高利貸的な政治心理が今日表に出たといふことは、まことに嘆かわしい事実であります。

ことに、公務員関係の年末手当の増額は、まさに人事院より勧告を受けたことであり、すでに閣議において〇・一五の増額は認めてゐるのであります。当然今次の補正予算に予算化されなければならぬのであります。既定経費のワク内操作によつて捻出しようといふ、こそくな手段に出ている政府は、これは間違つてゐると思ふのであります。このことは予算使用を不明朗にするばかりではありせん。地方公務員並びに教職員関係の支出財源を混迷ならしめ、ひいては国家予算の運営の隘路を結果として作るものであります。この際政府はこの当然過ぎる給与改善費を明確にベースに載せて予算補正をすることが当然であらうと思ふのであります。(拍手)政府は公務員に法の厳格をもつて臨むのであります。生活の純潔を求めます。しかしながら、政府自身も、公務員に求めるならば、みずからも予算編成においてこの程度の明瞭果敢な予算措置を講じてこそ、初めて公務員に真正面にもが言えるのではないでしやうか。公務員を責める前に、みずから政府が当然措置すべきものを措置することが必要であらうと思ふのであります。今次政府の予算補正にこの重大な欠陥があることを指摘して、私は政府予算に反対する第二の点といたしたいと思ふ。(拍手)

次に、政府関係機関予算の補正において中小企業金融に百七十億円を用意

する。これは、昭和三十三年一般会計予算補正(第一号)外二件

しておりますが、その中で国民金融公庫には七十億の増加を行なつておるにすぎないのであります。しかも、繰り上げ融資四十億を除けば、実質は二十五億の増加にしかならないのであります。中小企業は金融がすべてであるといつておられますが、中小企業金融にも入らない、そうかといつて、市中銀行の貸し出しのワケにも入らない零細商工業者は、一体どの金融にたよつたらいのであります。国民金融公庫こそ、ただ一つの金融の窓口であらうと思ふのであります。この零細企業のたよる公庫にわずかに七十億の資金しか配慮し得ない現在の政府の措置に対して、私は大きな不満を感じるものであります。現在金融引き締めの政策の最大の犠牲を受けているのは中小企業であります。その中でも、零細企業及び一般小市民は、全く国家金融の恩恵は受けていないといつても過言ではないのであります。しかも、物価は上り、借り得べき金融は高利の市民銀行あるいは相互銀行にたよらなければならぬといふのが実態であります。零細企業の生きる道は、せめても低利の資金を借り得る、この一言に尽きると思ふのであります。かるがゆえに、国民金融公庫に多数の申し込みが殺到しているのも事実であります。国民金融公庫における本年度第一次の申込額は実に四百億、審査に合格したのは二百億、しかも、実際に貸し出された額は百二十九億にすぎないのであります。第二次、第三次の実質貸付は、審査合格よりはるかに低額であるといふのが、今の実情であります。こうした実情からしても、政府は、この際、さらに百億円以上の予算的措置を国民金融公庫に

回して、小市民金融に愛情ある方途を講じなければならぬと思ふのであります。(拍手)政府は、神武景気にあらずからぬ零細小市民あるいは零細中小企業の要望にこたえて、中小企業金融公庫のみならず、国民金融公庫に飛躍的な資金の増大をすべきである。政府は言うであります。年末金融は買オペレーション等の市場操作によつて百五十億放出するから、年末金融は心配しないでもよい。しかしながら、政府は、それ以前において、売りオペレーション七百億、あるいは市中銀行からの引き揚げ二百五十億、さらに農家に貸し出された供出米代金の吸い上げ等によつて民間資金の引き揚げを計画するに至つては、まさに年末金融も、なかなか思ふやうに、政府が言うやうには、ゆるやかにはならないと思ふのであります。ただ資金が通貨として市民の前の通り過ぎるということにすぎないのであります。依然として小市民の金融は逼迫を続けるのであります。政府は、この点を十分考へて、国民金融公庫に十分なる資金的措置をすべきであるにかかわらず、わずかに七十億しか出さなかつたといふことは、まことに遺憾であります。この点を私は指摘いたしまして、政府予算補正に反対する第三の点といたしたいと思ふのであります。(拍手)

次に、補正予算財源の問題であります。社会党の組みかえ案は、防衛庁費の残余金から、あるいは防衛分担金の剰余によつて捻出をはかつております。私はこの点について大いに賛意を表するものであります。(拍手)日本の防衛費は年々巨大なものになつておりまして、本年の防衛関係費は一千四百億以上をこえているのであります。この予算は年々使い果せず、二百億円の以上の剰余金を出しているのが実態であります。もちろん切り詰めた実行によつて剰余金を出したならばともかく、乱費にもひとしい放漫な支出によつて、なおかつこれほどの剰余金が出ているのが実情であります。これを見込んで、未使用剰余金を一般財源に回すことも、まさに当を得た処置であらうと思ふのであります。防衛庁費の未使用剰余金及び防衛分担金の剰余をもつて補てん財源とする社会党の案は、まことに現実的であり、しかも経済的であると思ふのであります。(拍手)

私はこの際日本の防衛について一言触れたいと思ふ。国民の膏血をしぼつた巨額の防衛費が一体日本の防衛にどれほどの役に立つておるかといふことを、われわれ少くとも政治家は考えなくてはならないと思ふのであります。(拍手)すでに、世界は、大陸間弾道弾、中距離弾道弾、核兵器と、究極兵器が使用されるようになりまして、いながらにして長距離爆撃が成功し、原子破壊の威力を十分に駆使することができるようになりました。国土防衛概念の一大変革がきたのであります。世はまさにミサイル時代、衛星創造時代に入つたのであります。(拍手)だからこそ、日本だけがはやつとしておるので、アメリカでさえも軍備体制が變つております。(拍手)アメリカの軍備体制は、長距離爆撃機、ジェット機の時代から、はやミサイル時代に急角度に転換を余儀なくされておるのであります。すでに一九五八年の航空機の購入高は削減の運命にあります。さらに、空軍予算は、一九六一年度では二八%に下るのであります。F104ジェット戦闘機あるいはF105ないしはF106ジェット戦闘機にしてもまた、大陸弾道弾の前には何らの意味をなさないのであります。しかるに、わが国の防衛は音の速さよりもおそいF86ジェット戦闘機をもつて国土防衛を云々しておるのであります。最近、初めて、防衛庁方面では、音速よりも速い、いわゆる百台のジェット戦闘機が防衛計画のリストに上りつつあるといふやうな情勢でございます。すでにアメリカでは防衛価値を失いつつあるF104、F105ジェット戦闘機を事珍しく日本に持ち込んで、それで一体何になると思ふ。 (拍手)常に日本の防衛装備がアメリカの古ものであることに間違いはないとしても、アメリカの交換する防衛産業の廃品処理場とならなければよい。(拍手)アメリカの防衛産業の廃品処理場となつて、日本の防衛が一体何の価値があると思ひますか。いたずらに国費の乱費をするにすぎないのであります。私は、この際、わが党が提案しておるがごとく、防衛費を削減して民生安定費に充て、さらには、きょうのように、アイクがあらわためて科学教育を言うように、日本も早く科学教育の振興に振り向けた方が最も効果的であらうと思ふのであります。(拍手)これなくして、国民の教育水準の向上なくして、何の防衛ができると思ひますか。

以上、私は、主要なる問題を四点指摘いたしました。政府提出の予算補正に反対いたし、社会党提出の編成がえを求めるの動議に賛成するものであります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、川俣清君外十七名提出、昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)外二件の編成がえを求めるの動議につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。川俣清君外十七名提出の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(益谷秀次君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開鎖。

投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 三百九十五

可とする者(白票) 百四十一

〔拍手〕

否とする者(青票) 二百五十四

〔拍手〕

○議長(益谷秀次君) 右の結果、川俣清君外十七名提出の動議は否決されました。(拍手)

川俣清君外十七名提出の動議を可とする議員の氏名

青野 武一君	赤路 友藏君
赤松 勇君	西ヶ久保重光君
浅沼稻次郎君	足鹿 覺君
飛島田一雄君	有馬 輝武君
井岡 大治君	井谷 正吉君
井手 以誠君	井上 良二君

昭和三十三年十一月八日 衆議院會議録第五号 昭和三十三年年度一般会計予算補正(第1号)外二件

[illegible]

昭和三十三年十一月八日 衆議院會議録第五号

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

六八

○議長(金谷秀次君) 次に、昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)外二件を一括して採決いたします。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長相川勝六君。

〔議長退席、副議長着席〕

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の二

百三十」を「百分の二百六十」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員に關する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七条第三項において準用する場合を含む)の規定により基く場合を含む)の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

〔相川勝六君登壇〕

○相川勝六君 たたいま議題となりました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

去る七月十六日、国家公務員の給与に關し、人事院より国会及び内閣に対して報告及び勧告が行われましたが、政府は、その内容等につき検討いたしました結果、十二月に支給する期末手当

に關する部分につきましては、これを実施することが適當であるとの結論に達し、国家公務員に対し十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五カ月分増額することとしたのであります。なお、本改正法律案により増額されることとなる部分の本年十二月における支給につきましては、昨年の例にならひ、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかない得る範囲内で支給することといたしております。以上が本法律案の提案理由並びに内容の概略であります。

本法律案は、十一月一日日本委員会に付託となり、十一月四日政府側より提案理由の説明を聴取し、翌五日より質疑に入り、連日にわたり慎重審議を進めて参りましたところ、本日の委員会におきまして、日本社会党委員全員による修正案が提出せられ、石橋委員長より趣旨弁明がなされたのであります。修正案の要旨は、期末手当をさらに〇・二カ月分引き上げ、〇・三五カ月分の増額とすることなどであり、内閣法第五十七条の三の規定により内閣の意見を徴しましたところ、今松総務長官より、期末手当を〇・三五カ月分増額することは、民間のこの種の手当との均衡上適當でない旨の答弁がありました。

質疑を終了し、原案並びに修正案を一括議題として討論に入つたのであります。討論の通告もなく、直ちに採決に入り、まず社会党委員全員提出の修正案について採決いたしましたところ、起立少数をもって否決すべきものと議決せられ、次いで原案について採決いたしましたところ、起立多数を

もつて可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、両案は委員会の審査を省略してこの際一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。提出者の趣

旨弁明を許します。議院運営委員会理事 事岡田直君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○岡田直君 たたいま議題となりました両法律案について、提案の理由を説明いたします。

両案は、政府から提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対応して、議員及び秘書の期末手当を一般職の職員と同じ割合で支給せんとするものであります。

何とぞ御賛成をお願いいたします。

(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は可決いたしました。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)の趣旨説明

○副議長(杉山元治郎君) この際、八木一男君外十五名提出、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。提出者八木一男君。

「八木一男君登壇」

○八木一男君 私は日本社会党を代表いたしまして、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の提案の理由並びにその内容の大綱について御説明申し上げたいと存じます。(拍手)

公共企業体等労働関係法、いわゆる公労法は、国家公務員法とか、その他地方公務員法、地方公務員法と同じように、昭和二十三年七月二十三日に出されましたマッカーサー書簡というものに基きまして、当時の絶対的な占領政策を

てこととして推進されてきました法律でありますことは、皆様方すでに十分御承知のことと存じます。わが日本が完全に独立いたしました今日において、このような占領政策によつて推進された法律は当然改廃を見なければいけないと、私も思っております。(発言する者あり)このようない意味で、国家公務員あるいは地方公務員、地方公共企業体あるいは地方公営企業等に勤めている労働者諸君の基本権は当然回復をされなければならぬと、私も強く主張するものでございます。(拍手)この意味において、この公労法の改正案を提出した次第であります。

そもそも、憲法には、国民の生存権とか、労働権、団結権が、それぞれ二十五条、二十七条、二十八条で保障されているのであります。労働法は、従つて、このような労働基本権の展開の体系として理解されなければならぬものでございまして、近代的な資本主義諸国の例を見ましても、労働者の権利を一方的に制限し否認している国はほとんど見当たらないのであります。

わが国の公労法が、占領という特殊の事情において、いかに不合理な、いかに歪曲された法律として制定されたかは、イギリスとか、ドイツとか、フランス、イタリア等の諸国の関係法律と比較検討するまでもなく、明らかな事実でございます。(拍手)しかも、その内容たるや、わが国の実情に全然合わないアメリカの習慣や政策をそのまま持ち込んだものであつて、法そのものとして、まことに粗雑きわまる悪法として糾弾されるべきものでございまして、その結果、運営に当りましては、

解釈をめぐりまして、労使はもちろんで、国会においても、絶えず紛争が続きまして、特に労働基本権を否認、制限したことに見合う代償としての仲裁制度について、果てることの知らない紛争が続くことになったのでございまして、すなわち、例を国鉄の仲裁裁定の実施状況に見ますと、本年までに定られた賃金の改訂についての五回の裁定のうち、完全に実施されたものは、石田さんの話とは全然正反對で、一つもございせん。(発言する者あり)このため、国鉄労働者としては、裁定の完全実施を要求して戦わざるを得ないわけでありまして、労働者としての基本的権利を大きく剝奪されている結果、戦いの手段そのものが常に問題になるという、労使関係の形としては、まことに不健全な状態が生ずることになったのであります。

最近に至りまして、このような事態に對しては、何とか現在のこじれた労使の紛争を正常のルールに取り戻せようとする動きが内外に表面化して参りました。御承知の通り、一つは、国内において、労働者自身が、みずからの権利の問題として、そのスローガンに労働基本権の確立を掲げたことであります。第二といつたしましては、労働法学者やその他多くの識者が、あけて公労法の悪法たることをつきまて、公共企業等労働者に争議権を与えようとする、オーブン・ショップ制とか、カンパニー・ユニオン条項等、あるいは団結権すら制限するような条項は当然断固として削除すべきこと等を訴え始めていくわけでございます。もう一つは、御承知の通り、今年のILO総会で、結社及び団結権の自由に関する条

約の推進体として、その小委員会が設けられまして、わが国の労働代表のアッピールに依りて、正常な労使関係確立のための措置がなされようとしていることと存じます。このような状態からして、いろいろとヤジを飛ばされている自民党の方々も、このような状況におきまして、当然真剣にこれを考え、公労法の改正を考えていただくべきところであると思つておりますが、私も、このような観点から、公労法の改正案を提出したよりなわけでございます。どういふふうに改正しようとするかという内容は、以下申し上げるような点でございます。

数年間の公共企業体等の紛争を顧みますと、ほんとうに紛争を短期かつ円滑に処理するためには、労働者に基本権を、公共企業体等には自主性を付与して、公正な社会世論のもとに団体交渉を行うことこそ必要であると痛感するわけでございます。(拍手)このことは、私鉄の争議が、争議権がある上に立つていろいろ交渉が行われまして、争議がきわめて短期間に、電車が動き出す直前の朝に解決されておりますことが非常に多いことを想起していただくならば、当然私どもの考え方が最も実情に即した方法であるといふことをおわかりいただけると思つてございまして、このような方式こそ、内外の労働法の原則に沿うとともに、今日のあらゆる批判や要望にこたえる道であらうと思つております。

要するに、今日政府の行なつている東横とか弾圧のもとでは、紛争がいたずらに長期かつ陰性になるのみでありまして、真の解決はないと考えるものであります。正しい労使関係と、紛争の円滑、迅速な処理は、相互の権利と責任を明確に尊重する中に生まれるものであると考へまして、私どもは本改正案を提出いたしましたわけでありまして、この意味で、本改正案は、紛争を少なく、かつ短かくする目的を持つものであることを、特にはっきりと申し上げておきたいと思つております。(拍手)

本日社会労働委員会に付託されました地方公営企業労働関係法、いわゆる地公労法の一部を改正する法律案も、同様の理由のもとに、同様の内容を持つて提出したものであることを、関連して申し上げておきたいと思つております。

次に、改正の要点を申し上げます。第一は、公労法の第一条、すなわち、公労法の目的の項の改正であります。本法の成立当初の事情からして、現行法は争議行為を認めない立場に立つたこの制約主義で貫かれておるのであります。すなわち、ばく然と公共の福祉を増進し擁護することを目的とするのをうたつていたのであります。そのねらうところは、労働基本権の否認ないし制限であります。しかし、公共の福祉という概念は、ヨーロッパ諸国、特にイギリス、フランス等では、決してストライキを禁止する意味において使用されてはいないのであります。そうして、現に国営であるイギリスの国鉄労働者は、何らスト権を否認されておらず、ストライキを行なつておるのであります。公共の福祉とは、より広い意味において労使の正常な慣行、関係を確立することも含めて用いられるべきであると思つております。よつて、公企体等職員に労働三権を認めるという立場をとりつつ、第一

昭和三十三年十一月八日 衆議院會議録第五号 議長の報告

て、簡潔かつ公正なものに改めたのであります。

次に、第四條、第八條は削除いたしました。労働組合法を適用するよう改めるべきであると考えております。現行第四條は、その第一項におきまして、三公社五現業の労働者を一般労働組合と區別いたしました。オープン・ショップ制を強行いたしております。また、その第三項におきまして、いわゆる逆締めつけといわれますカンパニー・ユニオン条項を設けまして、職員以外は組合員になれないといたしております。第八條におきましては、労働協約の事項を制限し、団体交渉の範囲を制限いたしております。

オープン・ショップ制の規定は、アメリカにおきましては、組合員の労働条件の低下することを防止するといふ意味を持つておるわけでございます。が、企業組合であります日本の場合は、これは断じて当たらないのであります。また、公企体職員についてユニオン・ショップを禁じておる実例は、世界の文明国には少いのであります。日本におきましてはユニオン・ショップ協定に対して干渉することは憲法違反のおそれがございます。(拍手)逆締めつけ条項は、世界の労働法にその類を見ないものであります。当局によつて組合運動弾圧の手段に百パーセント使われておるものであり、絶対に許しがたいものであります。以上の見地から第四條は当然削除するべき条項であります。

次に、第八條は、公共企業体等と労働組合との間に行われる団体交渉の範囲と、締結し得る労働協約の内容を規定した部分であります。が、労働者の

団体交渉権は、憲法二十八條が明文をもって保障している基本的権利でございます。しかも、団体交渉は、組合員の労働条件維持あるいは改善に必要である限り、使用者が処分し得るすべての事項にわたるものと解釈をされておるのでございます。しかるに、本法は、公共的事業という理由から、公共企業体等の管理運営に關する事項を団体交渉と労働協約の範囲から除外してゐるのでございます。しかし、公共的事業といふことから労働組合の団体交渉権が制限を受けるという必然的根拠はないのでございます。従つて、これは当然削除するべきものであると私も考えております。

次に、第十六條並びに第三十五條の改正であります。この二つの条項は、公共企業体等の予算または資金上不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も政府を拘束するものではないことが規定されております。このようにな立法が行われた理由として、公共企業体が政府全額出資の公法人であることに根拠を求めようとする説がございます。が、公法人たることと、協約の効力を制限することは、理論的に何ら必然的な關連を持たないものでございます。現に、日本開發銀行、國民金融公庫、中小企業金融公庫、輸出入銀行等は、いずれも政府全額出資の公法人であります。が、その労働協約については何ら本法のごとき規定は設けられておらないのでございます。特に三公社の職員の雇用關係は、原則として私法上の關係でありまして、三公社の予算は國家予算ではございません。三公社と職員との給手の支払いを内容とする協定によつて公社は私法上の債務を負う

のであり、これが國家予算の見地から實質上その効力が制限されるというのには、私有財産を保障した憲法第二十九條違反の疑いさえないとは言ひ切れないのでございます。(拍手)かかる理由からして、予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とする協定が締結された場合、政府は協定履行に必要な予算を國會に提出する義務を負ふこと、もし國會が承認するに至らない場合は、債權債務の關係が存続し、政府は繰り返して予算を提出する義務を負ふことを明確にすべきであると考えております。よつて、このような趣旨に改めるわけでありまして。

次に、第十七條、第十八條を削除して、労組法を適用せしめることとあります。現行法では、争議行為の禁止並びに争議行為を行つた場合は解雇されることを規定しております。争議行為の禁止が本法の最大の眼目であつたことは言ふまでもなく、これがために、いかに労使關係がこじれ、かつ長引いてきたかは、識者のつとに指摘するところであり、世間周知のところであり、當然この二條は削除され、争議権が公共企業体等職員に正当に保障されるべきであると考えております。最後に、第四十條の改正であります。本法の適用を受けている五現業職員は、國家公務員法によつて制限されている政治活動の自由を保障するべきであります。以上が公労法改正の理由並びにその内容の大綱であります。これを要するに、公労法の改正案は、公共企業体等の労働者が不当に圧迫されている労働基本権を憲法の条文

に基いて確立し、正しい労使關係の確立の上に立つて労働争議の迅速かつ公正な調整をはかることによつて、公共の福祉を増進し、かつ擁護することを目的としておるものでございます。何とぞ、皆様方には、この趣旨に御賛同下さいまして、慎重かつ迅速に御審議の上、最もすみやかに御可決あらんことを心からお願ひ申し上げる次第でございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 明九日は定刻より本會議を開きます。

本日はこれにて散會いたします。

午後二時三十八分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君
法務大臣 唐澤 俊樹君
大藏大臣 一萬田尚登君
文部大臣 松永 東君
厚生大臣 堀木 謙三君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 前尾繁三郎君
運輸大臣 中村三之丞君
郵政大臣 田中 角榮君
労働大臣 石田 博英君
建設大臣 根本龍太郎君
國務大臣 石井光次郎君
國務大臣 河野 一郎君
國務大臣 那 祐一君
國務大臣 津島 壽一君
出席政府委員
内閣官房長官 愛知 揆一君
總理府總務長官 今松 治郎君
大藏省主計局長 石原 周夫君
朗讀を省略した報告
一、昨七日本院は衆議院議員補美省君君が海外移住審議會委員に就くこと

ができることと議決した旨内閣に通知した。

一、昨七日益谷議長は岸内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

防衛庁防衛局長 加藤 陽三
防衛庁經理局長 山下 武利
防衛庁裝備局長 小山 雄二

一、岸内閣總理大臣から益谷議長宛、昨七日議長において承認した加藤陽三外二名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨七日召集に応じた議員は次の通りである。

北海道第五區選出 永井勝次郎君
青森縣第一區選出 淡谷 悠蔵君
岩手縣第一區選出 中居英太郎君
神奈川縣第三區選出 片山 哲君
河野 一郎君 松本 七郎君
福岡縣第二區選出 松本 七郎君

一、昨七日建設委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 前田榮之助君(理事前田榮之助君去る十月九日委員の辭任につきその補欠)

一、昨七日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 中村 高一君
地方行政委員 櫻内 義雄君
櫻内 義雄君 伊藤卯四郎君
外務委員 川島正次郎君
大藏委員 横路 節雄君
文教委員 小牧 次生君
小牧 次生君 阿本 隆一君
社会労働委員 阿本 隆一君
農林水産委員 日野 吉夫君
建設委員 永井勝次郎君
鈴木 義男君

昭和三十三年十一月八日 衆議院會議録第五号 議長の報告

安平 鹿一君 渡邊 惣藏君
予算委員
八木 一郎君 小平 忠君
島上善五郎君 田原 春次君
西村 榮一君 森 三樹二君
決算委員
大橋 忠一君
一、昨七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 横路 節雄君
地方行政委員 川島正次郎君
外務委員 永井勝次郎君
大蔵委員 櫻内 義雄君
文教委員 中村 高一君
安平 鹿一君 鈴木 義男君
社会労働委員 小平 忠君
農林水産委員 森 三樹二君
建設委員 田原 春次君

建設委員 渡邊 惣藏君 田中幾三郎君
島上善五郎君 西村 榮一君
予算委員
池田 清志君 岡本 隆一君
吉田 賢一君 稻富 稜人君
赤松 勇君 日野 吉夫君
決算委員 八木 一郎君
一、昨七日議員から提出した動議は次の通りである。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)、昭和三十三年度特別会計予算補正(特第3号)及び昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第2号)の編成を求め、(川俣清首君外十七名提出)
一、昨七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
一、昨七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案(石橋政嗣君外二十三名提出)
昭和三十三年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出)
一、今八日委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
一、常任委員長から提出した次の閣政調査承認要求に対し、議長は昨七日いずれもこれを承認した。

閣政調査承認要求書
一、調査する事項
二、日本経済の総合的基本施策に関する事項
三、電気及びガスに関する事項
四、鉄鋼業、機械工業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業及び特許に関する事項
五、通商に関する事項
六、中小企業に関する事項
七、私的独占禁止及び公正取引に関する事項

二、調査の目的
一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため
二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて閣政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め、
昭和三十三年十一月七日
衆議院議長益谷秀次殿 篤泰

閣政調査承認要求書
一、調査する事項
国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川その他建設行政に関する事項
二、調査の目的
建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて閣政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め、
昭和三十三年十一月七日
衆議院議長益谷秀次殿 雄次

閣政調査承認要求書
一、調査する事項
予算の実施状況に関する件
二、調査の目的
予算の施行の適正を期するため
三、調査の方法
関係方面より報告及び説明聴取並びに資料の要求等
四、調査の期間

本会期中
右によつて閣政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め、
昭和三十三年十一月七日
衆議院議長益谷秀次殿 眞澄

予算委員 江崎 眞澄
衆議院議長益谷秀次殿

本会期中
右によつて閣政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め、
昭和三十三年十一月七日
衆議院議長益谷秀次殿 眞澄

昭和三十一年十一月八日 衆議院會議録第五号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し、原稿紙は三十円)
(郵送料共)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四二一五